

令和3年度人間ドック利用申込みについて

1 助成対象者

令和3年度末において、30歳以上の組合員と35歳以上の任意継続組合員及び被扶養配偶者が助成対象です。

なお、新設の「女性ドック」については、40歳以上の組合員及び被扶養配偶者となります。

また、同一年度において、人間ドックの二つ以上の種類や人間ドックとPET検査両方の助成は受けられません。

2 受診期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 人間ドックの種類及び助成金額

令和3年度から人間ドックの種類及び助成額が一部変更になります。

<人間ドックの種類>

- (1) 一般ドック（日帰り・宿泊）・・・従来の日帰りドック・宿泊ドック
- (2) 婦人ドック（日帰り・宿泊）・・・従来の日帰りドック・宿泊ドックの婦人コース
- (3) 女性ドック（日帰り・宿泊）・・・婦人ドックにマンモグラフィ検査及び乳房超音波検査が含まれたもの
- (4) 脳ドック（日帰り・宿泊）

※従来は、女性の方が婦人コースの設定がある検査機関へ「日帰り（宿泊）ドック」を申込みると、自動的に婦人コースの選択となっていました。令和3年度からは申込者が選択することになりますので、婦人項目検査を希望する場合は「婦人ドック」で申し込んでください。

※「女性ドック」は次の場合、対象になりません。

- ・マンモグラフィ検査または乳房超音波検査いずれかのみを受診
- ・「女性ドック」の設定がない検査機関でのオプションによる実施
- ・受診年度40歳未満の方、任意継続組合員及び任意継続被扶養配偶者

<助成金額>

- 一般ドック・婦人ドック・脳ドック・・・・・・・・・・日帰り・宿泊 26,000円
- 女性ドック（40歳以上組合員及び被扶養配偶者）・・・日帰り・宿泊 29,000円
- 受診年度60歳の組合員・・・・・・・・・・検査コースを問わず上限 40,000円

4 申込期限

「令和3年度人間ドック利用申請書」に必要事項を記入し、各所属所の提出期限までに共済組合事務担当課へ提出してください。

5 検査機関

別紙「令和3年度人間ドック検査機関等一覧表」を参照ください（一覧表記載の料金は今後変更となる場合があります。）。

- (1) 那須赤十字病院については、令和3年度の受入人数が決定していないため、今回の取りまとめの対象外とします。令和3年2月1日以降に受診者自身で予約のうえ、当組合に利用申請をしてください。
- (2) 佐野厚生総合病院については、受入人数に制限があるため受入人数を超えた場合は当組合で決定し、結果については12月中に連絡します。

6 利用承認書の交付

共済組合から「人間ドック利用承認書」を交付しますので、検査当日に検査機関へ提出してください。併せて組合員証（組合員被扶養者証）の提示をお願いします。

7 検査日の変更・取消し等

- (1) 利用承認書の交付後にやむを得ず検査日・検査コースを変更したい場合は、検査機関と直接日程調整をしてから、所属所を通して当組合へ連絡してください（日程変更のみの場合は当組合への連絡は不要です。）。利用承認書は手書きで修正してください。
- (2) やむを得ず検査機関を変更したい場合や提出期限後の申請は、検査機関に直接申込みをしてから、所属所を通して利用申請書を当組合へ提出してください。変更の場合は、変更前の検査機関への取消を直接連絡してから、利用承認書を当組合へ返却してください。
- (3) やむを得ず利用を取消したい場合、または組合員、任意継続組合員及び被扶養配偶者の資格を喪失した場合は、検査機関に直接連絡してから利用承認書を当組合へ返却してください。
なお、資格喪失日以降に受診し助成を受けた場合は、後日返還請求を行います。
- (4) 検査希望年月日を基に検査機関が検査日を指定しますので、指定された検査日に受診できないときは、お早めに検査機関と直接日程調整を行ってください。

8 利用申請書の記入上の注意

- (1) 検査希望コース欄については、1～8のうち1つを選択してください。
- (2) 検査希望機関コード、検査希望機関、消化器系検査については、別紙「令和3年度人間ドック検査機関等一覧表」を参照ください。
胃カメラへ変更可能な検査機関を希望する場合は、実施曜日を確認のうえ、X線または胃カメラのいずれかを選択してください。未選択の場合はX線になります。
- (3) 宿泊の場合、検査希望年月日は検査初日を記入してください。

9 特定健康診査について

当組合の助成を受けて受診する人間ドックには、高齢者の医療の確保に関する法律第20条に規定する特定健康診査の検査項目を含むことから、40歳以上75歳未満の組合員、任意継続組合員及び被扶養配偶者が受診した場合、特定健康診査も受診したことになります。

10 個人情報について

- (1) 申請書に記載された個人情報は、受付事務処理のために検査機関へ提供しますが、当該事由以外の目的には使用しません。
なお、受診の結果、特定保健指導の対象となった場合は、当該結果等を当組合が委託する保健指導業務機関へ提供します。
- (2) 人間ドック検査項目のうち、厚生労働省令で定める特定健康診査の検査項目については、高齢者の医療の確保に関する法律第22条及び第25条の規定に基づき、検査機関から結果の提供を受け、継続的に保存するとともに、当該保健指導の結果についても保存します。
- (3) 健康管理のために所属所から当該結果の依頼があった場合は提供します。

11 事業主健診について

次の検査機関での脳ドックは、労働安全衛生法上の法定項目をすべて満たしていないため、組合員は別途事業主健診の受診が必要です。

<該当検査機関> 「栃木県済生会宇都宮病院」「藤井脳神経外科病院」「那須赤十字病院」
「とちぎメディカルセンターとちのき」「本島総合病院」

令和3年度人間ドック利用申請書

所属所名		所属課名		組合員証 記号番号	—
組合員氏名		電話番号	勤務先 携帯電話等	— —	— —
利用者	現住所	〒 —			
	フリガナ		性別	生年月日	受診年度年齢
	氏名		男・女	昭和・平成 年 月 日	歳
	組合員 区分	1 組合員 2 任意継続組合員 3 被扶養配偶者 4 任意継続組合員被扶養配偶者			
検査希望 コース	1 一般ドック(日帰り) 2 婦人ドック(日帰り) 3 女性ドック(日帰り) 4 脳ドック(日帰り) 5 一般ドック(宿泊) 6 婦人ドック(宿泊) 7 女性ドック(宿泊) 8 脳ドック(宿泊)				
検査希望機関 コード		検査希望機関		消化器系検査	X線・胃カメラ
検査希望 年月日	令和 年 月 日 (曜日)				
上記により人間ドックを利用したいので申請します。 栃木県市町村職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日 組合員氏名					

個人情報について

- 本申請書に記載された個人情報は、本申込に係る業務処理の目的にのみ使用し、他の目的に使用しません。
- 栃木県市町村職員共済組合は、人間ドックの検査項目に高齢者の医療の確保に関する法律第20条に規定する特定健康診査の検査項目を含み、40歳以上75歳未満の組合員、任意継続組合員及び被扶養配偶者の人間ドックの受診については、原則、特定健康診査を行ったものとし、同法第22条及び第25条の規定に基づき健診機関から人間ドック検査項目の内、厚生労働省令で定める特定健康診査の検査項目の結果の提供を受け継続的に保存するとともに、特定保健指導の対象となった場合、当該健診結果等を保健指導業務委託機関に提供し、当該保健指導の結果についても保存します。